

東京都島嶼町村一部事務組合における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和3年3月31日
東京都島嶼町村一部事務組合

東京都島嶼町村一部事務組合における女性職員活用の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、東京都島嶼町村一部事務組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 状況把握・分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

(単位：人)

各年度採用者	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
女性	0	1	1	1	0
男性	1	1	0	0	2
合計	1	2	1	1	2

(2) 一般行政職の男女比率

(単位：人、%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
女性	1	2	2	3	3
男性	9	9	9	8	8
女性の割合	10.0%	18.2%	18.2%	27.3%	27.3%

(3) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

(単位：人、%)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
女性管理職員数	0	0	0	0	0
全管理職員数	3	4	3	3	3
女性の割合	0%	0%	0%	0%	0%

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

2. の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 女性職員の割合を25%以上で維持する。
- (2) 令和7年度までに、職員の年次休暇の消化率を、令和2年度実績の59.1%より10ポイント以上引き上げ、70%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 仕事と家庭の両立ができるよう、女性職員が継続して働ける環境を整える。
- (2) 令和3年度より、年次休暇の取得日数が少ない職員に対し、本計画の趣旨を説明の上、年次休暇の取得を促す。